

令和8年 第8回八雲町議会全員協議会会議録

令和8年3月26日 議員控室

○協議事項

- (1) 八雲総合病院内科医師の逮捕について（八雲総合病院）
- (2) 八雲総合病院の医療訴訟について（八雲総合病院）

○出席議員（14名）

大久保 建 一 君	宮 本 雅 晴 君
赤 井 睦 美 君	三 澤 公 雄 君
横 田 喜世志 君	黒 島 竹 満 君
関 口 正 博 君	牧 野 仁 君
安 藤 辰 行 君	斎 藤 實 君
水 野 博 美 君	寺 田 広 樹 君
小 西 雄 一 君	倉 地 清 子 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員（2名）

総合病院庶務課長 長谷川 信 義 君 総合病院医事課長 佐 藤 哲 也 君

○出席事務局職員

事務局長 野 口 義 人 君	事務局次長 藤 原 悟 史 君
庶務係長 千 代 貴 大 君	

◎ 開会・議長挨拶

○議長（大久保建一君） それでは、ただいまより令和 8 年第 8 回全員協議会を開会いたします。議長挨拶とありますが、挨拶は割愛させていただきたいと思います。

◎ 協議事項

○議長（大久保建一君） 報告事項 1 番、八雲町総合病院内科医師の逮捕について説明をお願いいたします。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） このたび、新聞等でご存知のことと存じますが、八雲総合病院内科医師による傷害および脅迫の疑いで逮捕される不祥事が発生いたしました。

公務外での不祥事ではありますが、町立病院の医師であり、公務員としての身分である以上、町民の信頼を損なう事態を招き、町民の皆様、そして議員各位に対し、町長として深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

このようなことがないように病院職員に対し、公務員であるということの意識の徹底と綱紀粛正を図ってまいります。

詳細につきましては、この後、総合病院庶務課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（大久保建一君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 総合病院内科医師の逮捕について説明いたします。別紙 1 をご覧願います。

本件につきましては、新聞報道等により既にご承知のこととは存じますが、令和 8 年 3 月 15 日午前 4 時半ごろ、町内の飲食店においてこの店の経営者の女性に対する傷害と脅迫の疑いで、3 月 21 日に通常逮捕されたものであります。

警察の発表では、当該医師は当時、酒を飲んでおり、経営者の頭部を店内にあった釣竿で殴打した他、両手で首を絞めるなど暴行を行い、けがをさせた疑いが持たれており、併せて脅迫した疑いも持たれています。警察の取り調べに対し、当該医師は容疑を否認しております。

次に当該医師でございますが、新聞報道等では実名報道されておりますが、医局内科部長で 58 歳男性医師でございます。採用は令和 5 年 5 月 1 日で、当該医師の普段の勤務状況ですが、入院患者は 1 日平均 10 名、外来患者数は週 3 回の午前診療で、1 日平均約 20 名となっております。

3 になりますが、現在八雲警察所や留置中であり、釈放時期等、今後の見通しは未定となっております。当然ではありますが、本人との接触、外部との連絡は一切禁止されておりますので、私どもといたしましても、新聞報道等による情報しか持ち合わせていないのが現状でありますことをご理解いただきたく存じます。

4、病院内の対応ですが、まずはこの報道発表情報を受け、当院としては、内科医師 1 名の欠員とはなりますが、これまで同様に医療提供することを前提に体制を整えております。

当該医師が主治医を務める入院患者につきましては、当院外科医師が診療を継続することとし、外来診療につきましては、当院外科医師および出張医師により対応することとしており、この体制は当面継続されるものと考えております。

また、当院診療体制の情報につきましては、周辺医療機関をはじめ、関係機関に対しましても、医療提供に変更なく、これまで通りの診療となりますことをご連絡申し上げているところであります。

当然ではありますが、警察捜査へは全面協力するとともに、私どもといたしましては、捜査の行方、事実関係が明らかになるのを待つしか手段はなく、捜査の状況を見守るしかないものと考えております。

現在、捜査段階であり、当該医師は容疑を否認しておりますが、行動の内容が事実とすれば、業務外の出来事とはいえ、医療に携わる者として、また全体の奉仕者である公務員として重大な非行為を行ったことは決して許されるものではなく、被害に遭われた方々並びに町民の皆様をはじめ、関係者の皆様に対して深くお詫び申し上げます。この度は、大変申し訳ございませんでした。

○議長（大久保建一君） 報告が終わりました。

本案について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（大久保建一君） では、本件については報告済みといたします。

続きまして2番目、八雲総合病院の医療訴訟について報告をお願いいたします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（大久保建一君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 総合病院医療訴訟について説明いたします。別紙2をご覧ください。

1、概要につきましては、平成26年1月16日に町外在住の当時53歳の女性が脳静脈洞血栓症を発症し、その後、半身不随失語症となったものであり、これまで発症との因果関係について、裁判で争われてきたものであります。

その後、令和6年5月8日に函館地方裁判所に判決が言い渡されましたが、当方としましては、到底受けられる判決内容ではなく、控訴し、札幌高等裁判所で争ってきたところでありますが、このほど判決が言い渡されましたのでご報告いたします。

2、遡上概要につきましては、先ほどの説明と重複しますが、平成29年10月6日に訴訟提起。原告A氏は患者本人、B氏はその夫、被告C医師は当時の主治医であります。八雲町とC医師はA氏に対し、2億7,589万2,668円、B氏に対しては550万円を支払うこと。また、支払い済みまで年五分の利息と訴訟費用の負担を求める内容となっています。

3、一審判決の概要ですが、令和6年5月8日に判決が言い渡されております。

判決内容の概要は、被告八雲町は原告Aに対し、1億9,444万7,629円を支払え、令和5年11月18日から支払いに至るまで年五分の割合による金員を支払え、原告Bの請求は棄却、訴訟費用は原告被告八雲町との間に生じたものは3割を原告へ。7割を被告八雲町の負担とし、原告Bと被告八雲町との間に生じたものは、原告Bの負担という内容であります。

この判決を不服とし控訴審で争うことに至っていますが、4一審判決後の主な経過につきましては、令和6年5月21日に控訴状を提出以降、資料記載のとおりとなっています。経過の中では、和解協議の提案もございましたが双方合意に至らず不調に終わっており、打ち切りとなっています。

裏面2ページをご覧ください。

裁判は結審しておりますが、⑦令和7年6月3日に裁判所の介入もあり、弁論再開。改めて裁判所主導の和解協議が進められることになりましたが、和解協議につきましては、当然ながら、相手方との合意が必要となります。当方としても歩み寄る姿勢を臨みましたが、結果として不調に終わり、令和8年3月17日に判決に至っております。

5、控訴審判決結果の概要ですが、①薬剤投与と発症との因果関係を認める。②発症前に最終処方した医師に過失を認め、そのため血栓症が発症。八雲町には、使用者責任がある。③八雲町は原告に対し、総額1億2,526万8,773円を支払い、④発症日である平成26年1月16日から支払済みまで年5部の割合による金員を支払う。⑤訴訟費用は、双方1/2の負担とする。

以上が主な内容であります。

6番、今後の対応ですが、当方の主張が受け入れられない非常に残念な判決結果であります、判決を受け入れることを決断したところであります。

医療現場としての判断も当然ですが、産婦人科血液学を専門とし、深部静脈血栓症予防ガイドライン作成に当初から携わった第一人者の先生、また、脳神経外科領域において日本を代表する先生の医薬意見書においても因果関係を完全に否定しており、その内容を解析する判決に対して最終的な司法の判断を求めることが医療側の思いであります。

さらには、全国の医療関係者が注目しており、医療の現状判断を司法がどのように判断するのか。仮に、最高裁でも当方の主張が認められない場合は、ピル処方に対し、非常に大きな影響を与えることになります。

しかしながら、因果関係を争点とし、仮に最高裁へ上告した際には2年程度を要する見通しで、時間的なデメリット、遅延損害金が大きいのしかかることから、経済的損失を最小限に留めるためには不合理であります、本判決を受け入れざるを得ないと判断しました。

当方として治療との因果関係を認めるわけではありませんが、本件は非常に高額な賠償で、かつ高度な医学的見地を知見を要し、裁判結果によっては医療現場に与える影響も非常に大きな問題であることから、各国への協力によりこれまで争ってきたところではありますが、大学病院が大規模な医療機関とは違い、地方の小規模自治体病院である当院がこれ以上争うことは大きな負担であり、荷が重すぎる内容であると判断しております。

地域センター病院として不採算であっても、公的病院としての機能と役割を維持してきましたが、非常に厳しい経営状況の中、最小限の損失に抑えなければ医療の存続そのものが危ぶまれる状態となっていることから、苦渋の決断ではありますが、判決を受け入れることといたしますので、ご理解いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、一審判決の比較ですが、遅延損害金を含め約1,500万円程度の減額となっていることからしますと、裁判費用等を差し引いたとしても控訴したことによる効果はあったものと考えます。

今後、相手方の判断にもよりますが、早急な賠償金の支出が求められますことから専決処分を想定した予算措置の上、予算執行させていただきたく存じます。

概算ではありますが、特別損失として、総額8億1,500万円程度の費用計上となる見込みで、それに対し、保険金1億円が収入される見通しであります。

以上、大変雑駁ではございますが、八雲総合病院医療訴訟についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 報告が終わりました。本案について質疑を求めますけれども、質疑ございますか。

○議員（倉地清子君） はい。

○議長（大久保建一君） 倉地委員。

○議員（倉地清子君） 当初の訴訟で一番金額が2億ぐらいたったような記憶あるんですけど、先ほど課長が効果はあったっていう、その裁判をすることがねっていうお話でしたけど、結局総額って言ったらどのぐらにかかったのかちょっと教えてもらっていいですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（大久保建一君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 金額の詳しい内容であるかと思いますが、相対ですね。裁判費用ですとか、あとは弁護士費用等もかかりますので、2億1,500万円程度というふうに見込んでございます。以上でございます。

○議長（大久保建一君） 他、質問ございますか。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○議員（三澤公雄君） そもそもの訴えられたところの記録がもうちょっと自分の記憶しかないんですけど、この患者さんが高血圧症状だという認識を持っててもこのピルを処方したのか、病院としてはこの人は高血圧じゃないよということでピルを処方したのか、ここの部分で十分勝算があると思って裁判に受けて立ったと思うんだよね。

僕の記憶では、高血圧症だという認識がなかったから総合病院は訴えに対して戦ってたと思うんですけど、その辺のところの記録として、これは最終判決では、訴えを認めてるわけだから向こうもね、八雲総合病院は高血圧症の患者さんだとわかってたのにこのピルを使ったから、何で負けたっていう、そういうことを突きつけられたのかい。

そもそも、ごめんなさいね。八雲総合病院の医師にこの患者さんが高血圧の状態だったという認識で治療をしてたのかどうかっていうのは、カルテで何か証明できたものってあったの。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（大久保建一君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 高血圧で血圧が高いですとか肥満ですとか、そういった部分につきましては、当然ながら病院としても承知はしてございます。

ただし、治療も同時に行っておりますので、途中経過の中では血圧も下がって、体重も落ちてというところではございますけども、そもそも禁忌って言いますか、注意義務違反ですとか、頻繁にこの検査をしなければならないとかいうところで注意義務違反なりっていう部分は、そこはもうやむを得ないといえますか、そこは指摘はされてるところでございます。

それと、今回の判決の中で一点、非常にこちら側としても問題視といえますか、してるところがございまして、発症が平成26年1月ですけども、その前に処方したそこが過失ですと。それ以前に

ずっと長い間処方してるんですけどもその時点では発症してないので、そこには責任はない。この一点を捉えているということ、とはいえ、八雲町には死傷者責任がありますので、それはもう医師ではなくて全て八雲町ですと。その中で、血压ですとかの検査をしていれば投薬はやめたんじゃないかという判決内容でもあるんですけども、そもそもといいますか、高血圧であるということを前提で判決をされているところではあるんですね。

処方前の血圧、直近ではないですけども、あと発症後の血圧等も測ってはいるんですけども、正常値ではありますので、その部分は弁護士で非常に戦うといいますか、裁判で争ってきたところではあるんですけども、残念な今回結果となってしまったところであります。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○議員（三澤公雄君） いや、繰り返してごめんね。高血圧に関して治療もしてて、それに基づくカルテもあってね。そして、今言ったように直近のあれでは正常値だったと。だから引き続き、このビルを聴講したっていうものがなぜ、僕らもその説明を聞いてたからさ。戦えば逆転で勝てるのかなっていう望みをかけたんですけど、確かに費用はかかるけどなんかこれは訴え続けないと。何か今後の治療だって、二の足を踏む。ピルの処方だって必要な患者さんにとっては助かる薬なわけですから、この後の総合病院や婦人科さんの治療方針としても多大な影響を及ぼす判決だと思うんでね。費用は最小に抑えるっていうことで判断やむなしかもしれないけど、訴え続ける価値はあるんじゃないかなっていう認識は思います。

できるなら、最高裁まで行ったほうがいいのかなって思って聞いてましたね。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（大久保建一君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 三澤さんおっしゃるところが病院の立場といいますか、医師の意見まさにその通りでございます。医師としては実は昨日、弁護士との会議をした後にすぐに協議をもったんですけども、到底受け入れられる内容ではないと。思いとしてはもう最後まで戦って、最高裁がもう最後言ってしまったならばそれは仕方ないと病院の姿勢としてはですね。戦いたい。ただし、当時同時に経営のことも考えなければならないといいますか、非常に悩ましいところでございます。

先日、総合病院の決算の見通しもお説明させていただきましたけども、本当にもう非常に厳しい状況が続いてございます。その中で、もうやはりもう苦渋の決断でございます。

この後、仮に最高裁のほうに出したとして審議を受け付けてくれるかどうか、ここまでちょっと第一のハードルなんですけども、それを待つのも約1年弱ぐらいかかるのではないかなというちょっと見解であります。

そして、この謝罪額が1億2千にながしですので、年5%と非常に高いですけども、1年間で約600万、700万ぐらい利子がかかってしまいます。それで、差し戻されたら600万だけ町が新たに負担しなければならないということがございますので、もしかしたら最高裁にもってたらひっくり返る可能性もあるかもしれませんけども、デメリットといいますか、安全策といいますか。今回で判決を受け入れるべきではないかということで判断をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○議員（三澤公雄君） でもさ、医療現場の人といろんなこの第一人者の人たちも賛同してくれてるっていうこの背景を見たときに、さっきも言ったように経過観察で責めは負ってるけども、今の質疑の中でも治療中であり、その治療効果が表れていた。

だから、これを処方したっていうものがちゃんとカルテで証明されてるならね、戦い続けて、なおかつそれは町民と戦うんではなくて、この判決が婦人科治療に及ぼす影響が非常にマイナスになると。だから我々は戦ってるんだと言ってこの旗の上げ方を変えてですね。いわゆる戦うことで、八雲総合病院の医療当事者としての教示を見せるっていうか。

だから、戦うことによって、お金のことはまたちょっと別にしてね、医療界から注目をされると。医師招聘に役に立つかもしれないと。そういった新しい町民が戦うんじゃないかって、医療行為に正当性を持って挑んでるっていう教示を見せることによってね、場合によっては寄付だとかを募るとかちょっと大げさかもしれないけど、ここまできたら何か戦う正当性が僕は今の質疑で聞いてもあろうと思うんで貫いていったほうが総合病院の。

今諦めちゃうと、本当に業界の小さい記事だけに乘っちゃう感じであつという間に闇に葬られてしまう案件だと思うんですよ。数多ある医療事故で、八雲町が責めを負ったんだっていう。だから、正当な主張していて戦う価値があるっていうことを改めて訴えるためにも商品のかけたほうがいいっていう思いが僕は拭いきれません。別な効果が副次的な効果が得られるような戦い方って、弁護団も含めて話し合っでできないもんかなと思いました。

○副町長（竹内友身君） 議長、副町長。

○議長（大久保建一君） 副町長。

○副町長（竹内友身君） 先ほど庶務課長からお話しましたが、昨日は弁護団とウェブで会議をしまして、弁護団としては、やはり一審二審等もこちらの主張がほぼ認められないというか、そういった感じで来てます。

それを仮に最高裁に行った場合、先ほど申しましたように棄却する可能性もあるし、仮にそれを覆すだけの有利な材料が見当たらないような状況であるからかなり厳しいということはお話は受けております。

そういったことも含めまして、総合病院の今三澤議員おっしゃられたような医学的な部分のこと、それから病院の関係、そういった部分も考慮したんですけども、昨日院長、副院長と町長、私と協議いたしまして、こういった方向性で受け入れるかということでお話をさせていただいております。

病院側としては、本来の受け入れるべきものではないというお話がありましたが、やはり経営状況とか考えた場合にこれもやむなしというような判断をしたところでございまして、その結果を今日皆様にお知らせしたところでございますので、何卒ご理解いただきますようお願いしたいと思います。

○議長（大久保建一君） ほか。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（大久保建一君） 関口議員。

○議員（関口正博君） いろいろな見方もあるんだろうと思います。ただ、一つの病気に対して、10人の医師がいた場合には10通りのアプローチがあるというふうによく言われます。今のやり取

りの中でちょっと残念だなと思うのは、僕もこのピルアンジュですか、服用してる方が身近にいるんですよ。体調変化が非常に体に合わなかった場合、非常に大きいんですよ。この経過観察という部分で医学的知見からいった場合にはそうでもないにしても、その方その方の症状に合わせた治療を行うという部分で、本当にそういう部分がそこに則ったものであるのか。これっていうのは、中から医師の様々な考え方であるとか、これは内部のやっぱりきちんとした検証体制が整ってるかっていうところに僕は焦点が当てられてるんだろうなっていうふうに思うんですよ。

決して、これは医学的な間違いではないけれども、しっかりと患者に寄り添った治療ができていたとか、僕はここは総合病院の持つ大きな問題なんだろうなというふうにも思うんです。

外にばかりそういうものを求めるんじゃなくて、まずは内的要因というものをしっかり洗い出すことが僕はまずは必要だと思います。今回の件に関してそのような判決がくだされているということは、そういう側面もあるということは、病院の中でしっかり協議していただきたいなと。ここで打ち切るということは、当然しょうがないことだろうなというふうには思うんですけども、しっかりとそこを受け入れるということもこれからの総合病院のためには僕は非常に大事なことだろうなと思いますんで、しっかりとこのことを検証していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（大久保建一君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 関口議員からのご質問ですけども、適処方ですね。今回の件につきましては、実はこの方は長年飲んでいらっしゃるんですけども、主治医としては、これは根治するためにはもう手術しかないということで長年手術を進めてきた状況でございます。

ただ、本人は当然お仕事ですとかご都合もありますので、薬だけといいますか、薬、薬ってことで投薬が続いていったってことで、当然処方する病院としての責任もございますけども、何かその主治医を避けて、出張のときに来て薬を処方してもらったりとかっていう患者さん自身にも問題があったのではないかっていうところで、そのカルテ等全て弁護団としても追及はした経緯はございます。

当然ながら薬の処方一つとっても非常に注意義務といいますか、細かくたくさん書かれています。これを全部が全部やるところまではならないかもしれませんが、そこは医療医師のほうも十分に細心の注意を払いながら、また、時には薬を薬剤師から薬剤資料といいますか、説明をしながら進めて参りますので、こちらにつきましては、適切に病院としても対応してまいりますので、よろしくお願いします。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（大久保建一君） 関口議員。

○議員（関口正博君） 今の言葉を聞けばやっぱり監督責任ってものが出てきますよね。出張医がそのような扱いをしてしまった、これが総合病院が考える問題だとするならば、そこはきっちりと重要視しながら、これからの問題に対処していかなくちゃならないということを僕は学ばせていただいているんだろうなというふうに思いますんで、どうかいろんな意見はあるんだろうと思いますけれども、当然メンツの部分もあるんでしょうが、もう八雲総合病院はメンツや何かを言ってるような状態ではないかと思いますので、まずはしっかりと自分の中の病院の状況というものを把握するというのを徹底していただきたいなと思いますんで、よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） ほか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ないですね。

（「はい」という声あり）

○議長（大久保建一君） それでは、2番目も報告済みといたします。

それでは、その他を持ち合わせの方いらっしゃいますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） なければ、全員協議会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時15分〕